

相 談 事 例

ID : 03-01-063

相談タイトル

賃貸住宅の家賃や共益費に対する消費税の扱いについて

Q：ご相談内容

賃貸物件に住んでいる。この度管理会社が変更になり、新しく契約書を取り交わすことになったが、家賃と共益費に消費税をかけられている。これらには消費税はかからないはずであるが、管理会社が「当社は課税業者だ」と言って話を聞いてくれない。どうしたらよいか。

A：回答

家賃や共益費に消費税はかかりませんが、住まいの相談センターから相手の不動産業者に連絡することはできないため、公の機関が発行している冊子やインターネットの情報を提示し、法令で取扱いが決まっているということを管理会社さんに理解してもらってください。（国税庁のホームページなど参照）